

焼津市発注工事における監理技術者等に関する取扱要領の一部改正 新旧対照表

旧	新
焼津市発注工事における監理技術者等に関する取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、焼津市が発注する工事（以下「焼津市発注工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき設置する主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）の競争入札参加資格確認時の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 （監理技術者等の取扱いについて） 第2条 監理技術者等の取扱いについては、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルのとおり取扱うものとする。ただし、入札公告等で取扱いの条件が定められている場合は、当該条件に従うものとする。 （専任の主任技術者の兼務） 第3条 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定に基づき、専任の主任技術者を兼務する場合は、入札公告等で定める配置予定技術者審査書類提出時に、「主任技術者兼務届（様式第1号）」を提出しなければならない。 2 専任の主任技術者は、次の各号の全てに該当する場合に限り、他の工事の主任技術者を兼務することができるものとする。 (1) 兼務する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。 (2) 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係）にあること。 (3) 兼務する工事の件数が2件であること。 (4) 兼務する工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。 (5) 兼務を認めないとされた工事でないこと。 (6) 監理技術者の配置を求められる工事でないこと。 (7) 低入札工事でないこと。 (8) 兼務する工事双方の発注者 <u>（工事発注担当課（当該工事の受託課がある場合は工事受託担当課）をいう。次条第2項第12号において同じ。）</u>に、主任技術者の兼務について承諾を得ていること。	焼津市発注工事における監理技術者等に関する取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、焼津市が発注する工事（以下「焼津市発注工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき設置する主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）の競争入札参加資格確認時の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 （監理技術者等の取扱いについて） 第2条 監理技術者等の取扱いについては、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルのとおり取扱うものとする。ただし、入札公告等で取扱いの条件が定められている場合は、当該条件に従うものとする。 （専任の主任技術者の兼務） 第3条 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定に基づき、専任の主任技術者を兼務する場合は、入札公告等で定める配置予定技術者審査書類提出時に、「主任技術者兼務届（様式第1号）」を提出しなければならない。 2 専任の主任技術者は、次の各号の全てに該当する場合に限り、他の工事の主任技術者を兼務することができるものとする。 (1) 兼務する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。 (2) 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係）にあること。 (3) 兼務する工事の件数が2件であること。 (4) 兼務する工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。 (5) 兼務を認めないとされた工事でないこと。 (6) 監理技術者の配置を求められる工事でないこと。 (7) 低入札工事でないこと。 (8) 兼務する工事双方の発注者に、主任技術者の兼務について承諾を得ていること。

(特例監理技術者の配置) 第4条 設置する監理技術者を建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)とする場合は、入札公告等で定める配置予定技術者審査書類提出時に、次項第1号から第5号までについての要件を確認できる資料を添付して、「特例監理技術者配置届(様式第2号)」を提出の上、落札決定後に次項第6号から第8号までの要件を確認できる資料を工事発注担当課へ提出しなければならない。 2 特例監理技術者の配置を行う場合は、次の各号の要件を全て満たさなければならないものとする。 (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係)にあること。 (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までとする。 (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は焼津市発注工事でなければならない。 (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (9) 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。 (10) 兼務を認めないとされた工事でないこと。 (11) 低入札工事でないこと。 (12) 兼務する工事双方の発注者から特例監理技術者の配置について承諾を得ていること。 (同一の監理技術者等が複数工事全体を管理する場合の取扱いについて) 第5条 監理技術者制度運用マニュアル三(2)の取扱いにより、同一あるいは	(特例監理技術者の配置) 第4条 設置する監理技術者を建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)とする場合は、入札公告等で定める配置予定技術者審査書類提出時に、次項第1号から第5号までについての要件を確認できる資料を添付して、「特例監理技術者配置届(様式第2号)」を提出の上、落札決定後に次項第6号から第8号までの要件を確認できる資料を工事発注担当課へ提出しなければならない。 2 特例監理技術者の配置を行う場合は、次の各号の要件を全て満たさなければならないものとする。 (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係)にあること。 (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までとする。 (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は焼津市発注工事でなければならない。 (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (9) 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。 (10) 兼務を認めないとされた工事でないこと。 (11) 低入札工事でないこと。 (12) 兼務する工事双方の発注者から特例監理技術者の配置について承諾を得ていること。 (同一の監理技術者等が複数工事全体を管理する場合の取扱いについて) 第5条 監理技術者制度運用マニュアル三(2)の取扱いにより、同一あるいは
--	--

は別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ているものに限る、これら複数の工事を一の工事とみなすものとする。

- 2 前項の規定により同一の監理技術者等が複数工事全体を管理する場合は、入札公告等で定める配置予定技術者審査書類提出時に、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて承諾を得た書面を添付して、「監理技術者等兼務届（様式第3号）」を提出しなければならない。

（新設）

は別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ているものに限る、これら複数の工事を一の工事とみなすものとする。

- 2 前項の規定により同一の監理技術者等が複数工事全体を管理する場合は、入札公告等で定める配置予定技術者審査書類提出時に、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて承諾を得た書面を添付して、「監理技術者等兼務届（様式第3号）」を提出しなければならない。

（監理技術者等の専任義務の合理化）

第6条 建設業法第26条第3項第1号ただし書の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者は、次の各号の全てに該当する場合に限り、専任の主任技術者又は監理技術者を兼務することができるものとする。

- （1）請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- （2）兼務する現場が2箇所以内であること。
- （3）現場間の距離が1日で巡回可能、かつ、移動時間が2時間以内であること。
- （4）兼務を認めないとされた工事でないこと。
- （5）入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係）にあること。
- （6）主任技術者又は監理技術者との連絡員を配置できること。ただし、土木一式工事及び建築一式工事については、1年以上の実務経験を有する者に限る。
- （7）下請け次数が3次までであること。
- （8）施工体制を確認できる情報通信技術の措置が取られていること。
- （9）人員の配置を示す計画書の作成、現場据え置き及び保存の措置が取られていること。
- （10）現場以外の場所から状況を確認するための情報通信機器が設置されていること。
- （11）低入札工事でないこと。
- （12）兼務する工事双方の発注者から主任技術者又は監理技術者の兼務について承諾を得ていること。

- 2 前項の規定により主任技術者又は監理技術者が専任の主任技術者又は

(新設)

監理技術者を兼務する場合は、入札公告等で定める配置予定技術者審査書類提出時に、「監理技術者等専任義務合理化兼務届（様式第4号）」を提出しなければならない。

（営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例）

第7条 建設業法第26条の5の規定に基づき、次の各号の全てに該当する場合に限り、営業所技術者は専任の主任技術者を、特定営業所技術者は専任の主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができるものとする。

（1）請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。

（2）兼務する現場が1箇所であること。

（3）現場間の距離が1日で巡回可能、かつ、移動時間が2時間以内であること。

（4）兼務を認めないとされた工事でないこと。

（5）入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係）にあること。

（6）主任技術者又は監理技術者との連絡員を配置できること。ただし、土木一式工事及び建築一式工事については、1年以上の実務経験を有する者に限る。

（7）下請け次数が3次までであること。

（8）施工体制を確認できる情報通信技術の措置が取られていること。

（9）人員の配置を示す計画書の作成、現場据え置き及び保存の措置が取られていること。

（10）現場以外の場所から状況を確認するための情報通信機器が設置されていること。

（11）低入札工事でないこと。

（12）兼務する工事の発注者から営業所技術者等と専任の主任技術者又は監理技術者の兼務について承諾を得ていること。

2 前項の規定により営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）が専任の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合は、入札公告等で定める配置予定技術者審査書類提出時に、「営業所技術者等兼務届（様式第5号）」を提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。 様式 略	附 則 この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。</u> 様式 略
---	--